

令和5年度 事業計画書

社会福祉法人北斗市社会福祉協議会

《基本理念》

ともに支え合う、やさしさとぬくもりのある福祉の地域づくり

■ 基本方針

近年、我が国は、社会情勢の変動に伴い、地域での身近な交流や支え合いの基盤が弱まりつつあります。このような中、国は、従来の公的制度では支援できない複雑化・重層化する課題に対応するため、住民相互の支え合い・助け合いにより解決する仕組みである「我が事・丸ごと地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めています。この取り組みは、社会福祉協議会の目的である地域住民とともに住みよいまちづくりを進めていくことと一致しています。そこで、社会福祉協議会に対しましては、「福祉のまちづくり」で培った様々な経験を生かしながら、地域の社会資源をつなぎ、住民参加型の取り組みを充実させ、地域福祉の推進において中心的な役割を果たすことが求められています。

このような状況を踏まえ、本会では「地域づくり」をキーワードに、かつての「おたがいさま」などといった、地域の人びとが互いに支え合える相互扶助を復活させ、地域住民一人ひとりの暮らしが生きがいをもって安心して暮らせる地域を目指し、互いに支え合う地域力の強化を図り、強いては災害時にもその地域力が発揮できるよう、アクティブラジニアをはじめとする地域住民、関係団体、行政、関係機関及び社会福祉法人・福祉施設等とともに、北斗市社協の基本理念である「ともに支え合う、やさしさとぬくもりのある福祉の地域づくり」の実現に向けて取り組んでまいります。

また、今年度から「第3期北斗市地域福祉実践計画」が始まります。第2期計画期間の5年間の取組を振り返り、現状の課題やニーズに即した地域福祉をさらに発展させた計画とするため、北斗市の第3期地域福祉計画と歩調を合わせ、新たな課題に対応した計画策定を策定しました。第3期北斗市地域福祉実践計画では SDGs の理念に基づき Withコロナ・Afterコロナでの新たな地域活動のあり方を模索していくこととしています。

■実施事業

基本目標1 ふれあい・支え合うまちづくり

(1) 小地域ネットワーク活動事業

町内会を単位として、ひとり暮らし高齢者や障がい者等の見守り活動と日常生活支援活動を推進し、活動費を助成します。

(2) サロン活動支援事業

① サロン活動支援事業

町内会や老人クラブ等が会館等を活用し、定期的・継続的に各種の催しを開催し、高齢者等の閉じこもりを防いだり、呼びかけすることで、地域とのかかわりを深めるため実施する「サロン活動」を推進し、支援します。

② ふれあい・いきいきサロン普及活動事業

ふれあい・いきいきサロンを定期的に開催する団体で、介護予防運動に資する運動等を取り入れている団体に対し、活動費を助成します。

(3) 「介護予防運動から始める地域づくり」活動

① ふまねっと運動普及事業

住民同士が気楽に、無理なく集える「ふれあい・いきいきサロン」や「ふまねっとサロン」等により、「地域住民が互いに助け合って暮らすことができる地域づくり」の動機づけとして、ふまねっと運動普及活動を継続実施します。

② ふまねっとサポーターの育成

地域住民が自主的にふまねっと運動を実施できるよう、ふまねっとサポーターを育成します。

③ ふまねっと本体等購入費助成事業

ふまねっと運動などの介護予防運動を定期的に実施する団体に対し、ふまねっと本体のほか、本会が別に定める介護予防用具の購入費の一部を助成します。

④ 誰もが参加できる介護予防運動の普及

ふまねっと運動など老若男女問わず、レクリエーション感覚で楽しめる運動の普及に努めます。

(4) オレンジカフェ（認知症カフェ）支援活動

認知症の人やその家族、専門家、地域住民が集う場を提供し、互いの交流や情報交換を目的とするオレンジカフェ（認知症カフェ）の設置を福祉団体や福祉施設等に働きかけ、企画立案から運営等を支援します。

(5) 子育て支援の充実

ファミリー・サポート・センター事業や養育支援事業、産前産後サポート事業を実施するとともに、地域で行っている子ども食堂等の事業に対する運営の支援を検討します。

(6) 生活困窮者等の支援事業

① 生活困窮者自立支援事業

北斗市生活相談支援センターを設置し、生活困窮者や引きこもり、ニートなどで生活に困窮している人に対して、自立した生活が送れるよう相談支援、就労準備支援及び家計相談支援を実施します。

② 生活困窮者等に対する安心サポート事業

“制度の狭間”にある人に対し、相談支援事業や現物給付による経済的援助事業、就労機会を提供する就職活動応援事業を実施します。

③ 生活福祉資金貸付

離職者や低所得者にかかる生活資金の貸付相談、申請、生活支援、返済等にかかる業務を行います。

また、新型コロナウイルス感染症に係る特例給付の償還が始まっていることから、更にきめ細やかな対応を行うための体制を整えます。

④ 生活応急資金貸付

一時的な困窮者の生活に必要な資金の貸付を行います。

(7) 心配ごと相談所開設

本会事務所において、心配ごとなどの相談に応じる「よろず相談所」を通年開設します。

(8) 高齢者見守り活動等の充実

歳末助け合い募金を活用し、民生委員児童委員が 70 歳以上の一人暮らしの高齢者宅を訪問し、プレゼントを配りながら見守り活動を実施します。

① ふれあい・見守り事業

上磯地区の高齢者の居宅を訪問し、米等を配付し、見守りを行います。

② サンタクロース活動事業

大野地区の高齢者の居宅をサンタクロースに扮した大野農業高校の生徒とともに訪問し、同校生徒が制作した作品を配付し、見守りを行います。

(9) 福祉票事業

要援護者の緊急時の連絡先等を記載する福祉票を配付し、緊急時には救急隊員が福祉票を活用できるように対策を講じ、安心した日常生活の確保に努めます。

(10) 介護保険事業等の実施

他の事業所と協力して、居宅介護支援事業所や訪問介護支援事業所を運営し、地域課題の把握に努めます。

(11) 市からの受託事業の実施

地域包括支援センター事業や保健センター指定管理事業など市が行う事業の委託先として、各種福祉サービス事業を受託し、福祉のまちづくりに貢献します。

基本目標2 認めあい・助けあう心を育む人づくり

(1) 地域福祉に関する意識の醸成

① 社会福祉大会の開催

社会福祉に貢献のあった人達を表彰し感謝の意を表すとともに、講演等を実施し、福祉の啓蒙を図ります。

② ふれあい福祉まつり in 北斗の開催

福祉の様々な取り組みなどを楽しみながら学ぶ機会として、福祉関係者等が一堂に会し、福祉の啓蒙を図ります。

③ ふれあい広場の開催

障がい者と地域住民とのふれあいと交流を図るための施設主催事業に対し、本会が共催事業として参加し、法人との連携を図ります。

(2) 福祉教育の推進

① 福祉教育への支援

地域づくり活動や福祉教育活動等に取り組む団体・学校等に対し、活動費を助成し、福祉教育への取組を支援します。

② 福祉講座等の開催

福祉を学ぶ機会として「福祉講座」や「認知症サポーター養成講座」、「ボランティア養成講座」などを開催し、福祉教育の推進と人材の育成を図ります。

③ ボランティア体験講座の開催

施設の慰問等を通して、子ども達のボランティア体験の場を設定します。

(3) 地域福祉活動の担い手育成

アクティブシニアや子育てを終えた女性等に働きかけて、地域福祉活動の担い手となる人材の発掘、育成に取り組みます。

また、高齢者自身の豊富な経験や知識、特技などを地域住民のために活かし、アクティブシニアが生活支援の担い手としてその技術を発揮できる事業づくりを進めます。

(4) 福祉人材の確保

本会が経営する訪問介護事業所等の人材を確保するため、介護職員人材育成支援事業助成金制度により、福祉サービス・援助活動を担う質の高い人材の育成、人材の確保及び資質の向上を図ります。

(5) 市民活動サポートセンター事業

ボランティアの提供会員と依頼会員を登録し、それぞれの会員同士による相互援護活動を支援するとともに、各ボランティア団体やその他の個人ボランティアなどの活動の場としてセンター機能の強化・充実を図ります。

(6) 権利擁護の推進

判断能力が不十分な人の権利や財産を守る日常生活自立支援事業や成年後見制度における法人後見を実施するとともに、同制度の周知や権利擁護に関する相談等を実施します。

(7) ボランティア人材の育成

ボランティアの新たな担い手づくりのために、ボランティア養成講座の開催や市民活動サポートセンターに登録しているボランティアの皆さんに対するスキルアップ研修などを行い、ボランティア人材の育成に努めます。

基本目標3 連携・協働に向けた組織づくり

(1) 会員増強に向けた取り組み

本会の財政基盤の強化を図るため、市民の皆さんと町会連合会のご協力をいただき、個別会員の加入促進を行うとともに、商工会等を通じて賛助会員の加入促進を図ります。

(2) 情報提供の充実

① 社協だよりの発行

社協の事業や福祉団体等の活動を理解していただくための啓蒙活動として、「社協だより」を発行し、町内会の協力を得て全戸配布します。

② 多様な形態の情報発信

ホームページ等を通して、最新の情報、住民に有益な福祉情報の発信・提供に努めるとともに、facebook や twitter、LINE 等多様な伝達手段を活用した情報発信を検討します。

(3) 社会福祉法人や町内会等と協働

買い物が困難な地域で一人暮らしの高齢者等を対象に、この事業に協賛する社会

福祉法人が所有する車輌を利用して、町内会やボランティア等が大型店舗等での買い物支援を実施します。

(4) 当事者や家族の会と連携

認知症の人と家族の会、ひきこもりの家族会、介護者家族などを支援し、当事者の交流を図るとともに、介護者同士の交流や情報交換を行い、介護者の孤立や介護うつ、介護心中、介護離職等の防止に努めます。

(5) 福祉団体等の事務局運営

ボランティア連絡協議会、母子寡婦会、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、遺族会、戦没者慰靈会、ボランティア団体などの事務局を運営し、引き続き各団体との連携に務めます。

(6) 重層的な課題解決に向けた連携

複雑化・複合化する支援ニーズに対応するため、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の相談支援体制では対応しきれない複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、関係機関と連携し、包括的な支援体制を構築します。

(7) 災害ボランティアセンターの設置に向けた連携

災害時には市民活動サポートセンターが災害ボランティアセンターとして機能するよう、平時から行政やボランティア、N P O等各種団体と連携し、啓発活動や運営体制の構築を図ります。

(8) 共同募金委員会との連携

赤い羽根共同募金や歳末助け合い募金等の募金活動に取り組むほか、被災者に対する災害見舞金の交付や緊急災害時に向けた連携強化を図ります。